

施策No.2 人々が尊重しあう地域社会の実現

施策の目的

対象	意図
市民	お互いを知り、尊重している

現状

本市では、平成22年7月に「人権尊重のまち」を宣言するとともに、平成23年度には「人権教育・啓発基本計画」を策定し、基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちの実現に向け、人権教育の積極的な推進に取り組んでいます。また、平成25年度に人権啓発のための係を新たに設置し、人権啓発事業や相談事業を行っています。

人権に関する取組みについては、人権を考える市民のつどいや人権同和問題啓発強調月間である8月に、毎年、人権同和問題に関する講演会を開催し、平成26年度においては350名程度の参加がありました。また、人権擁護委員の配置や男女共同参画の推進など、市関係各課において様々な取組みや人権に関する相談会を実施しています。

市民意識調査によると、「人権に関する学習会や講演会に参加している」市民の割合は15.7%であり、市民の自発的な参加は少ないことが予想されます。また、年齢別にみると高齢者の参加割合が少ないと言えます。

「人権を侵害されたことがある」と答えた市民の割合は8.6%となっており、性別では女性の割合が高く、年齢別で、20歳代未満の割合が高くなっています。

男女共同参画については、自治会やコミュニティ活動における女性の参画が少なく、企画運営などの分野においても女性登用が少ない状況となっています。また、まちづくりに関する審議会等における女性の登用率も、平成26年度で22.2%と低いのが現状です。多くの審議会の委員構成が各団体の長をもって充てられていることや、団体長の選出において女性の選出が少ないことがその原因と考えられます。

家庭内での男女間暴力、子ども・高齢者に対する虐待の相談件数は、年々増加傾向にあります。その発生状況を適正に把握することは、まだまだ難しい状況となっています。

今後の状況変化

- ・ 過疎化や価値観の多様化に伴い、市民の連帯感が希薄化することで、人権意識の低下が危惧されます。
- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行により、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備が進められます。

課題

- ・ 人権に関する学習会等に、市民が参加しやすい仕組みを作る必要があります。
- ・ 人権侵害や家庭内暴力、子ども・高齢者への虐待については、相談や支援の体制整備とともに、誰でも気軽に利用できる雰囲気づくりに努める必要があります。
- ・ 男女平等が図られるよう、意識改革や仕組みづくりに努める必要があります。
- ・ 審議会や委員会等に、女性が参画できる機会を広げる必要があります。

～施策の方針～

基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちの実現に向けて、市民や事業所等と連携して人権教育・啓発の取組みを進めます。あわせて、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度実績値	平成26年度現状値	平成32年度目標値 ()は成り行き値
	平成27年度目標値		
A 人権に関する学習会や講演会等へ参加している市民の割合【市民意識調査】	14.2%	15.7%	18.7% (17.7%)
	24.0%		
B 人権を侵害されたことのある市民の割合【市民意識調査】	7.9%	8.6%	7.9% (9.3%)
	5.0%		
C 「社会全体において男女が平等になっている」と思う市民の割合【男女共同参画社会についての市民意識調査】	27.1%	25.1%	35.1% (27.1%)
	37.0%		
D 「国民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなった」と思う市民の割合【人権についての市民意識調査】	-	23.7%	34.7% (34.7%)

目標設定の考え方

- A：人権に関する学習会や講演会等へ参加している市民の割合は、啓発活動の実施により増加しています。啓発活動の継続により、平成32年度における成り行き値は、17.7%を見込みます。目標値は、地域における出前講座の開催や広報活動強化など、市民が自主的に参加できる仕組みの構築に努め、18.7%をめざします。
- B：人権を侵害されたことのある市民の割合は、8.6%と低い水準であります。平成21年度と比較すると若干増加しています。今後も同水準で推移すると予想し、平成32年度における成り行き値は、9.3%を見込みます。目標値は、人権教育・啓発に関する学習機会を広げることに努め、平成21年度の実績値である7.9%をめざします。
- C：社会において男女が平等になっていると思う市民の割合は、5年間で若干数値が減少しましたが、啓発活動等の継続により、平成21年度水準の数値で推移すると予想し、平成32年度における成り行き値は、27.1%を見込みます。目標値は、男女共同参画基本計画に基づき、女性の参画意欲の向上を図ることで、平成26年度の現状値から10ポイント向上させ、35.1%をめざします。
- D：国民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなったと思う市民の割合は、平成25年度に鹿児島県が県民を対象に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果では34.7%であり、本市の調査結果と開きがある。このため、平成32年度における成り行き値・目標値ともに、県民意識調査の結果に近づける取組みを展開し、34.7%をめざします。

第2章 基本計画 政策1：市民だれもが活躍できる自治づくり

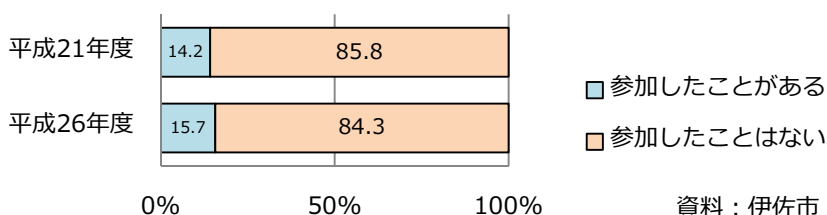
目標達成に向けた基本的な取組み

- ・ 地域における出前講座の開催など、人権啓発の学習会等に市民が参加しやすい仕組みを構築します。
- ・ 人権侵害や家庭内暴力、子ども・高齢者への虐待については、その実態に早期に気づき、相談や支援のできる体制整備を進めるとともに、誰でも気軽に利用できる雰囲気醸成に努めます。
- ・ 人権に関する市民意識調査により地域の人権意識を確認し、そのデータに基づいた人権啓発の活動を推進します。
- ・ 女性の意思を尊重しながら、審議会や委員会への女性登用率を上げ、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- ・ 女性の活躍に関する状況の把握や改善すべき事情を分析し、それらを踏まえた「事業主行動計画」※の策定に努めます。

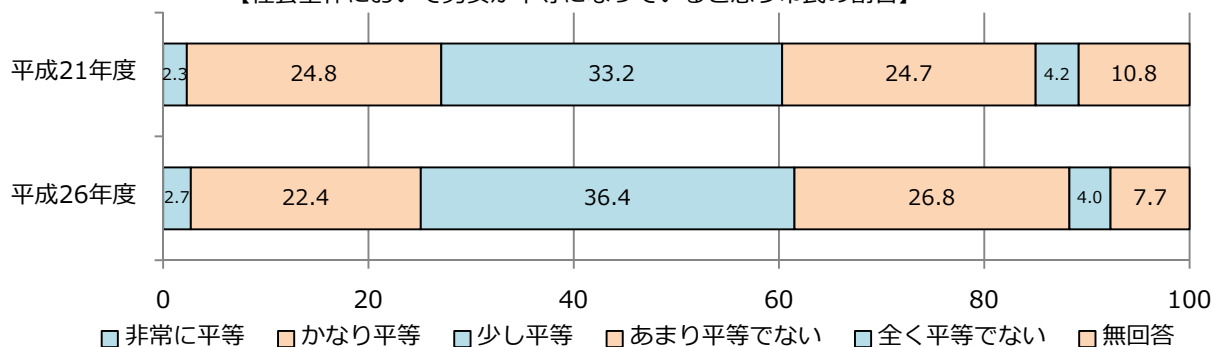
協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民は、人権に関して学習し、理解するとともに、一人ひとりがお互いをよく知り、お互いの個性、人権を尊重し認め合います。 ▶ 地域は、市民がそれぞれの立場を認め合い、お互いを尊重するための地域づくりに努めます。 ▶ 事業所は、就業者がお互いの人権を尊重しあう職場づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市は、人権に関する学習会や講演会、人権に関する相談事業等を開催します。 ▶ 人権に関する理解を深める事業を実施する社会福祉施設の運営を行います。 ▶ 学校は、児童生徒の人権尊重精神の高揚を目指し、教職員の人権意識の高揚や指導者としての資質の向上を図ります。 ▶ 「伊佐市男女共同参画基本計画」に基づいた取組みを推進します。

【人権に関する学習会や講演会に参加している市民の割合】



【社会全体において男女が平等になっていると思う市民の割合】



事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。